記 者 発 表 資 料

令和７年１月１０日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
①水谷工業株式会社	福島県石川郡石川町当町１１
②株式会社福産建設	福島県石川郡石川町大字双里字桜町２０番地
③株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布１－１８－４

２．指名停止措置期間

①③　令和７年１月１０日　～　令和７年４月９日　（　３ヵ月　）
②　令和７年１月１０日　～　令和７年５月９日　（　４ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和６年１０月７日、水谷工業(株)の従業員、(株)福産建設の専務取締役及び(株)佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第８号（イ）及び別表第２第１０号 に該当する。
また、同要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。 イ　当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ　当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ　２ヵ月以上12ヵ月以内 ロ　１ヵ月以上12ヵ月以内

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10　他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第１２号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から ３ヶ月以上１２ヶ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　川﨑（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　課長　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）
○は本件の主務課です。